

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人啓誠福社会（以下、「法人」という）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬および費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程でいう法人の役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 苦情解決委員会第三者委員及び入所検討委員会第三者委員
- (5) その他理事長が必要と認めた者

(理事会等会議への出席報酬)

第三条 評議員が評議員会に、理事が理事会に出席した時は報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、第二条の役員等の会議が、同日同会場の開催となる場合は、重複して支払うことはしない。

2 前条第3号に規定する第三者委員が招集により会議に出席した時は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(業務遂行の報酬)

第四条 前条に定める会議出席以外で、法人業務及び法人が実施する老人福祉サービス事業（以下、「事業」という）の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第五条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合、第三条に規定する会議に出席した場合、及び行政庁が行う指導監査に立会した場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(交通費等の額)

第六条 前三条に係る交通費等の額については、別表により計算して支給する。
但し、車賃の2キロメートル未満については支給しない。

(適用除外等)

第七条 事業の職員を兼務する理事には、この規程は適用しない。

2 法人の業務の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には、第三条から第五条に規定する報酬等の支給の時期を延期し、又は支給しないことがある。

(改正)

第八条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会による議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

この規程は、平成26年8月25日から施行する。

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

この規程は、平成28年8月17日から施行する。

この規程は、平成29年5月29日から施行する。

(別表) (単位：円)

【役員等の報酬】						
報酬の額は、1日(1回)につき、3,091円とする。						
【交通費等】						
区分	車賃	宿泊(食卓料を含む)		鉄道	船賃	航空機
	(1kmあたり)	1夜につき				
		甲地方	乙地方			
評議員	33	12,000円	10,000円	普通車 実費	二等船室 実費	エコノミー クラス実費
理事長						
理事						
監事						
評議員						
苦情解決委員会 第三者委員						
入所判定会 第三者委員						

(備考) 宿泊の項中「甲地方」とは、県庁所在地である都市及びそれに準ずる地方都市地域をいい、「乙地方」とは、それ以外の地域をいう。

※出張に際し、主催者が指定するホテル等に宿泊する場合で、別表の額により対応が難しい時は、その実費を支給する。